平成２１年（フ）第３３１号
長野市大字大豆島6183番地12
債務者　難波　　洋
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６号
静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬571番地の13　つきやマンション103号
債務者　西浦　春好
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第４７号
静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬571番地の13　つきやマンション103号
債務者　西浦壽榮子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第５２号
静岡県賀茂郡河津町田中180番地の３
債務者　塩崎美佐惠
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第３６２号
兵庫県姫路市広畑区則直字深田７番地１　グランドール・ユウＢ棟202号、住民票上の住所兵庫県姫路市家島町坊勢702番地５
債務者　小林　　隆
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４６４号
福井県小浜市小浜玉前70番地、従前の住所兵庫県姫路市新在家本町５丁目13番24号
債務者　伊澤　和代
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２８号
鳥取県西伯郡大山町神原214番地１
債務者　坂田　文博
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１８０号
鳥取県米子市彦名町70番地11　市住63Ｒ２―404号
債務者　檀上マリ子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１３７２号
広島市安佐南区緑井５丁目28番16号
債務者　宮崎　光敏
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５７９号
広島市安佐南区祇園５丁目36番14―14号
債務者　信川　幸菜（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６５号
広島市安佐南区長束３丁目１番12―201号
債務者　入江　一志
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６１号
広島県三原市宗郷３丁目４番23号
債務者　児玉　茂美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第５９１号
愛媛県松山市辻町15番21号　辻荘１Ｆ東
債務者　上杉　　整
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第９０号
福岡県大川市大字中木室907番地１
債務者　伊藤　和毅
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第２７号
長崎県壱岐市芦辺町箱崎谷江触308番地
債務者　山口　哲也
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第２８号
長崎県壱岐市芦辺町箱崎谷江触308番地
債務者　山口　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第２９号
長崎県壱岐市芦辺町深江栄触405番地
債務者　松坂留美子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第４３６号
宮崎市佐土原町西上那珂4725番地
債務者　外山　真澄（旧姓姫野）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係